

発行責任者 / 小林 政 氏

発 行 日 / 2019年7月1日

# 邁進

No. 157



社報タイトル「邁進」は社内で掲げる2019年の標語です。

● 会計 ● 相続 ● 経営コンサルテイング

KOBAYASHI GROUP

## 小林合同会計

|             |        |     |           |
|-------------|--------|-----|-----------|
| 代表社員<br>税理士 | 小林 政 氏 | 税理士 | 山 野 基 尚   |
| 代表社員<br>税理士 | 小林 政 仁 | 税理士 | 須 賀 村 保 峻 |

税理士法人 小林合同会計

〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号  
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602  
URL: <http://www.e-cg.co.jp>

## 8月の税務

- 8月13日
  1. 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
  
- 9月2日
  2. 6月決算法人の確定申告  
〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)  
・法人住民税〉
  3. 3月, 6月, 9月, 12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 〈消費税・地方消費税〉
  4. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告  
〈消費税・地方消費税〉
  5. 12月決算法人の中間申告  
〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
  6. 消費税の年税額が400万円超の3月, 9月, 12月決算法人  
・個人事業者の3月ごとの中間申告 〈消費税・地方消費税〉
  7. 消費税の年税額が4,800万円超の5月, 6月決算法人を除く  
法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2か月分)  
〈消費税・地方消費税〉
  8. 個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告
  
- 8月中において都道府県の条例で定める日
  9. 個人事業税の納付(第1期分)

# 第16回 特別講演会 — 報告 —

6月7日（金）18時より  
川口総合文化センター リリアにて  
第16回小林合同会計特別講演会  
を開催いたしました。

今回は、歴史研究者としてテレビにも  
多数出演し、人気を博している  
多摩大学客員教授・早稲田大学教育学部  
非常勤講師の 河合 敦 様をお迎えし、  
『改元元年 天皇の歴史から学ぶ日本史』  
をテーマに、お話しいただきました。



お陰様で大盛況のうちに終了いたしました。

公務ご多忙の中、川口市長 奥ノ木信夫様  
も駆けつけてくださいました。

ご多忙中にもかかわらず、お越しいただい  
た皆様、誠にありがとうございました。  
アンケートへのご協力にも、心より感謝申し  
上げます。



## 所員旅行～都内観光～

6月13日（木）には所員旅行へ行きました。  
今回は、お台場のチームラボボーダレスという体感型  
ミュージアムで、デジタルアートを体験しました。  
その後、東京湾を眺めながらバーベキューを味わい、  
和気あいあいと楽しい時を過ごしました。  
梅雨の晴れ間で陽気がよく、とても素敵な思い出が  
できました。

